

## 宗像市市民活動交流館（メイトム宗像）内 喫茶コーナー経営者募集要領

### 1 趣旨

宗像市市民活動交流館（メイトム宗像）内 喫茶コーナーの経営者を新たに募集するものです。

### 2 施設概要等

(1) 位置等 宗像市久原180番地 宗像市市民活動交流館内 喫茶コーナー

(2) 面積 19.5㎡（店舗部分）

※店舗部分前の交流サロンはオープンスペースのため、占有はできません。

(3) 付帯設備 ガステーブル、湯沸器、シンク（1槽式） 各1台

(4) 関連施設 ①水道 市上水道、②下水道 市公共下水道、③ガス プロパンガス

### 3 応募条件

- (1) 喫茶・軽食販売の実績があり、週に5日以上以上の運営が可能であること
- (2) 喫茶コーナー運営にあたって冷蔵施設等の必要な投資ができること
- (3) グリストラップ等の清掃を定期的に行うことができること
- (4) 平成30年6月頃までに開業が可能であること
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者に該当しないこと

### 4 市が希望する店舗の方向性等

- (1) 店舗のコンセプトやイメージがメイトム宗像と調和するもの
- (2) 安定して店舗経営ができること
- (3) 衛生的で明るい店舗であること
- (4) メイトム宗像の運営に理解があり、また、集客の多いイベント時などにも対応ができること

## 5 営業日、営業時間、使用料、使用許可期間、使用期間の更新

- (1) 営業日 原則としてメイトム宗像開館日
- (2) 営業時間 原則として9時～22時の間で市と協議し、決定
- (3) 使用料 月額 12,000円(見込み)
- (4) 使用許可期間 1年以内
- (5) 使用期間の更新 市と協議のうえ、使用許可の始期から5年以内で更新可能

\*使用許可の条件の詳細は別添1のとおり

## 6 選考方法

「喫茶コーナー経営者選考委員会」にて、書類審査、試食及び面接を行い選考。

## 7 応募方法

経営を希望する方は、「メイトム宗像喫茶コーナー経営申込書」に必要事項を記載し、平成30年3月8日(木)17時までに宗像市コミュニティ協働推進課に持参又は郵送。

## 8 質疑

募集要領などについての質疑がある場合は、「メイトム宗像喫茶コーナーに関する質疑書」に記載し、平成30年3月2日(金)17時までに宗像市コミュニティ協働推進課に提出し(FAXも可)、後日回答。

## 9 面接日時

平成30年3月中旬(後日、ご連絡します)。

## 10 選考結果

平成30年3月下旬に応募者全員に文書で通知。

## 11 下見

現地下見の希望がある場合は、事前に担当者に連絡してください。

## 12 その他

選考にかかる費用(面接会場までの交通費、試食製造にかかる材料代等)はすべて申込者の負担となります。

### 【問合せ先】

〒811-3492 宗像市東郷一丁目1番1号

宗像市コミュニティ協働推進課 政策係

担当：神(かみ)、中脇

電話：36-5394 FAX：36-0270

## 別添1 行政財産使用許可の条件

1. 使用許可財産を常に善良な管理者の注意をもって使用すること。
2. 使用許可財産を使用者（構成員を含む）以外の第三者に使用させないこと。
3. 使用許可財産を使用目的以外に使用しないこと。
4. 使用許可財産について使用許可期間の満了又は使用許可の取消しによって使用を終了した場合には、速やかに原状に回復して返還すること。
5. 使用許可財産を市において公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき、又は使用者が使用許可条件に違反したときは、使用許可の全部、又は一部を取消すことがあること。
6. その取消しにより使用者に損失を与えた場合にあっては、使用者にその損失を補償しないこと。
7. 使用許可財産をやむを得ず模様替え、その他の行為又は使用目的の変更をしようとするときは事前に文書により申し出てその承認を得ること。
8. 使用許可財産をその使用に伴って支出した有益費については、市に対して請求できないこと。
9. 使用許可財産を使用者の責に帰する事由によりその全部又は一部を荒廃させ又はき損した場合、あるいはこの使用許可書に定める義務を履行しないために市に損害を与えたときは、その損害額に相当する額の範囲内で市長が定めた額を損害賠償として市に支払うこと。
10. 使用許可財産をその使用許可の範囲内で事故等の発生については、使用者の管理責任において処理すること。
11. 使用者は、その住所氏名を変更したときはただちにその変更内容を記載した文書を市に提出すること。
12. 使用許可財産の管理上必要とする電気、水道、ガス等の管理経費については使用者が支払うこと。
13. 使用許可財産の管理上必要があるときは、使用状況等について報告を求め又は調査することがあること。
14. 事情の変更等により必要があるときは、使用料を改定することがあること。

## メイトム宗像喫茶コーナー経営申込書

下記施設の経営申込みについて、関係書類添付のうえ申請します。

### 記

- (1) 位置等 宗像市久原180番地 宗像市市民活動交流館内 喫茶コーナー
- (2) 面積 19.5㎡ (店舗部分)

平成 年 月 日

宗像市長 宛て

申請者住所 (所在地)

氏 名 (名称) ⑩

電話番号

なお、宗像市暴力団等追放推進条例に基づき、市の事務・事業からの暴力団排除に係る審査のため、私に係る住所の記録等個人情報に関し、市長が関係機関に照会し、調査することに同意します。

代表者住所

ふりがな  
代表者氏名 ⑩

代表者生年月日 年 月 日 性別 男・女

(別紙)

## 1 申込理由

## 2 添付書類

### (1) 運営計画書 (任意様式)

営業経歴、店舗のコンセプト、運営方針、提供できる食品の種類・価格等を記入

### (2) 身分証明書 (住民票及び運転免許証等の写し \*法人の場合は登記簿謄本)

### (3) 滞納のない証明書 (申請者が個人の場合は個人分、法人の場合は法人及び代表者分)

平成 年 月 日

メイトム宗像喫茶コーナーに関する質疑書

宗像市長 宛て

(コミュニティ協働推進課政策係)

申請者住所 (所在地)

氏 名 (名 称)

質疑事項	
------	--